

## 第26回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 平成 23 年 12 月 22 日（木）午後 3 時 3 0 分～午後 5 時 0 0 分
- 2 場 所 長野県庁 本館棟 3 階 特別会議室
- 3 出席者  
(委 員) 竹内会長、岡田委員、織委員、小金委員  
(事務局) 塩谷課長、神事課長補佐、北原担当係長、若林主査、山田主事、石田主事
- 4 議 題  
(1) 継続意見聴取案件の審議  
(2) 新規意見聴取案件の報告・審議  
(3) その他
- 5 議事経過  
(1) 12月16日（金） 各委員へ事務局から新規案件資料を事前送付、各委員は資  
～ 12月22日（木） 料を検討の上、事務局へ疑問点等の提示  
(2) 12月22日（木） 審議会の開催（別紙のとおり）  
(3) 12月27日（火） 審議結果を実施機関へ通知
- 6 その他  
次回審議会の開催日時は、平成 24 年 3 月 26 日（月）午後 1 時 40 分からとすることを決定した。

(別紙)

- 会 長： 第26回長野県個人情報保護運営審議会を開催します。  
それでは前回の審議会でも継続審議としました人事課の登録簿変更の案件について、担当課から説明をお願いします。
- 人 事 課： (番号2番：資料に基づき説明)
- 会 長： 委員の皆さんから意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。
- 委 員： ホームページに氏名を載せる方針なのかそうではないのかという点がはっきりしなかったのですが。
- 人 事 課： 行政としての説明責任という点におきましては、資料のとおり、こういう事件を起こした者に対してこういう処分をしたということは県民の皆さんにお知らせしておりますので、これに加えて個人が特定できる氏名、職名、所属を記載しなくても行政の説明責任は果たせるのではないかと考えています。
- 会 長： そうすると、この資料のような氏名を除いたものはホームページに掲載するという方針ですか。
- 人 事 課： はい。これについては引き続き掲載したいと考えています。
- 委 員： ホームページには氏名を除いた形で掲載して、マスコミ等への報道発表では氏名を含めて公表するというのでしょうか。
- 人 事 課： はい。
- 会 長： 今の説明について、委員の皆さんの御意見はいかがでしょう。
- 委 員： マスコミには氏名を公表するがホームページに氏名は載せないというのは、バランスを取るとすると、妥当な考え方だと思います。
- 委 員： 万が一間違った情報を掲載してしまった場合に、どこまでその情報が拡散してしまうか分からないし、間違った情報を訂正しようとしても容易に

できないリスクもあると思います。別の方法で県民がその情報に触れることができれば、ホームページでの氏名の公表は控えてもいいのではないかと考えます。

委員： 新聞等で氏名が公表されれば、本人への社会的制裁は十分行われたと思いますし、抑止力になると思います。ホームページに載ってしまうと思われぬ使われ方をされるということもあるようですし、ホームページで氏名まで公表する必要はないと思います。

人事課： そのような方向に変更したいと思います。

会長： そうすると「提供の方法」欄の「ホームページ」と「提供の根拠」欄の「プレスリリースの流れ」を削除した形で、提供先は「不特定」、提供の方法は「文書」、提供の根拠は「懲戒処分等の指針」という内容で登録簿の変更をするということによろしいでしょうか。

人事課： そのような変更をお願いします。

会長： そういう形であれば適当ということによろしいでしょうか。

各委員： （承諾する。）

人事課： ありがとうございます。

会長： 次に新規案件の審議に入ります。案件一覧表の税務課の33番から教学指導課心の支援室の36番までの案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局： （番号33～36番 資料に基づき説明）

会長： 質問、意見等ありますか。  
特にないようですので、森林政策課の37番の案件について事務局から説明をお願いします。

事務局： （番号37番 資料に基づき説明）

会 長： この案件についてはいかがでしょうか。  
特にないようですので、少年課の 38 番、交通指導課の 39 番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局： （番号 38、39 番 資料に基づき説明）

会 長： 質問、意見等ありますか。  
特にないようですので、案件一覧表 2 ページの危機管理防災課の 40 番から食品・生活衛生課の 48 番までについて事務局から説明をお願いします。

事 務 局： （番号 40～48 番 資料に基づき説明）

会 長： 質問、意見等ありますか。

委 員： 40 番の避難者リストの案件で知事の事務局以外の者への提供の有無が本人同意を根拠としているようですが、緊急時に迅速かつ確実な取扱いが必要な場合には、本人の同意の有無にかかわらず提供してはどうかというような議論はなかったのでしょうか。

事 務 局： そこまでは事務局としては把握していません。

委 員： 分かりました。

会 長： 他に意見、質問等はよろしいですか。  
それでは最後に食品・生活衛生課の 49 番の案件について事務局から説明をお願いします。

事 務 局： （番号 49 番 資料に基づき説明）

会 長： 目的外提供の案件ですが、質問、意見等ありますか。

委 員： 裁判所へ提供する時にはマスキングをしないということですが、保健所で調査担当した職員の氏名もフルネームで提供するということですか。

事 務 局： 職員の氏名については、職務に係る情報ということで提供しても特に問題ないと考えます。

織 委 員： 分かりました。

竹 内 会 長： 他に意見、質問はよろしいですか。

それでは、本日の案件はこれで終了します。継続案件については、「ホームページ」と「プレスリリースの流れ」を削除した形で登録簿を変更するということで、審議会としては適当と認めるということにします。また、それ以外の新規案件についてもすべて適当と認めるということにします。

各 委 員： （承諾する。）

竹 内 会 長： それでは、本日の審議は終了します。前回第 25 回審議会の会議録を事務局から委員の皆さんへお送りしていますが、記載内容について特にご意見がなければ、この内容で確定します。

続きまして次回の審議会の日程の調整をしたいと思います。

（日程調整）

竹 内 会 長： それでは、次回の審議会は来年の 3 月 26 日月曜日の午後 1 時 40 分から県庁の会議室で行います。

以上で本日の個人情報保護運営審議会を終了します。どうもありがとうございました。